

# 総務財政委員会 案件一覧

(令和6年2月15日開催分)

○付託議案審査 2件

部局	上 程 順 (案)	件 名	資料 番号	説明者 (所管課長名等)
経営 企画 部	1	第5号議案 令和5年度大田区一般会計補正予算 (第5次)	1	田村 財政課長
総務 部	2	第13号議案 大田区手数料条例の一部を改正す る条例	1	梅崎 総務課長

総務財政委員会
令和6年2月15日
企画経営部 資料1番
所管 財政課

# 令和5年度補正予算案の概要

## 一 般 会 計 (第5次)

令和6年2月

大田区企画経営部財政課

# 目 次

1 基本的な考え方	1
2 補正予算の規模	1
3 補正予算の財源	1
4 補正予算歳出事業概要	1
5 歳入・歳出（款別）一覧	2
6 歳入（財源別）・歳出（性質別）一覧	4
7 繰越明許費	5

## 1 基本的な考え方

令和5年度一般会計第5次補正予算案につきましては、以下の視点を踏まえて予算を計上しました。

- 国の総合経済対策に速やかに対応するための予算

## 2 補正予算の規模

基本的な考え方に基づいて編成した結果、今回の補正予算案の規模は、12億8,922万9千円 となり、補正後の予算額は、3,272億6,411万円 となりました。

(単位:千円)

会計区分	当初予算額	既定予算額	今回補正額	補正後予算額
一般会計	314,768,636	325,974,881	1,289,229	327,264,110

## 3 補正予算の財源

補正予算額 12億8,922万9千円 の財源内訳は以下のとおりです。

- ① **都支出金**について、地方創生臨時交付金 12億8,922万9千円 を計上しました。

(単位:千円)

会計区分	今回補正額	一般財源	特定財源		
			国・都支出金	その他	計
一般会計	1,289,229		1,289,229		1,289,229

## 4 補正予算歳出事業概要

(単位:千円)

事業名	主要内容	補正額
3 福祉費		1,289,229
1	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業に係る経費	1,289,229

## 5 歳入・歳出（款別）一覧

歳入

（単位：千円）

款	当初予算額	4次補正後 予算額	5次補正額	5次補正後 予算額
1 特別区税	78,437,446	78,437,446		78,437,446
2 地方譲与税	1,571,001	1,571,001		1,571,001
3 利子割交付金	270,000	270,000		270,000
4 配当割交付金	1,549,000	1,549,000		1,549,000
5 株式等譲渡所得割交付金	1,467,000	1,467,000		1,467,000
6 地方消費税交付金	18,820,000	18,820,000		18,820,000
7 自動車取得税交付金	1	1		1
8 環境性能割交付金	276,000	276,000		276,000
9 地方特例交付金	522,000	522,000		522,000
10 特別区交付金	79,692,000	79,692,000		79,692,000
11 交通安全対策特別交付金	69,000	69,000		69,000
12 分担金及び負担金	2,305,157	2,236,157		2,236,157
13 使用料及び手数料	8,367,427	8,334,627		8,334,627
14 国庫支出金	56,076,875	57,964,716		57,964,716
15 都支出金	24,609,071	35,062,049	1,289,229	36,351,278
16 財産収入	1,550,098	1,550,098		1,550,098
17 寄附金	382,332	384,934		384,934
18 繰入金	17,208,275	18,857,724		18,857,724
19 繰越金	2,000,000	1,350,295		1,350,295
20 諸収入	9,995,953	10,000,833		10,000,833
21 特別区債	9,600,000	7,560,000		7,560,000
合計	314,768,636	325,974,881	1,289,229	327,264,110

## 歳出

(単位：千円)

款	当初予算額	4次補正後 予算額	5次補正額	5次補正後 予算額
1 議会費	1,127,343	1,127,343		1,127,343
2 総務費	46,035,136	43,439,676		43,439,676
3 福祉費	163,357,359	173,633,958	1,289,229	174,923,187
4 衛生費	11,854,268	13,314,287		13,314,287
5 産業経済費	6,707,755	6,862,855		6,862,855
6 土木費	20,727,839	20,757,372		20,757,372
7 都市整備費	9,682,485	9,682,485		9,682,485
8 環境清掃費	11,838,406	11,847,932		11,847,932
9 教育費	41,052,652	42,693,580		42,693,580
10 公債費	1,845,095	1,845,095		1,845,095
11 諸支出金	40,298	40,298		40,298
12 予備費	500,000	730,000		730,000
合計	314,768,636	325,974,881	1,289,229	327,264,110

## 6 歳入（財源別）・歳出（性質別）一覧

歳入（財源別）

（単位：千円）

区分	当初予算額	4次補正後 予算額	5次補正額	5次補正後 予算額
一般財源	198,451,963	199,657,601		199,657,601
特別区税	78,437,446	78,437,446		78,437,446
地方譲与税	1,571,001	1,571,001		1,571,001
特別区交付金	79,692,000	79,692,000		79,692,000
その他	38,751,516	39,957,154		39,957,154
特定財源	116,316,673	126,317,280	1,289,229	127,606,509
使用料及び手数料	8,367,427	8,334,627		8,334,627
国庫支出金	56,076,875	57,964,716		57,964,716
都支出金	24,609,071	35,062,049	1,289,229	36,351,278
特別区債	9,600,000	7,560,000		7,560,000
その他	17,663,300	17,395,888		17,395,888
合計	314,768,636	325,974,881	1,289,229	327,264,110

歳出（性質別）

（単位：千円）

区分	当初予算額	4次補正後 予算額	5次補正額	5次補正後 予算額
義務的経費	143,347,014	151,318,880	1,284,250	152,603,130
人件費	42,641,598	42,646,542		42,646,542
扶助費	98,860,322	106,827,244	1,284,250	108,111,494
公債費	1,845,094	1,845,094		1,845,094
投資的経費	44,066,700	41,327,021		41,327,021
建設費等 （建設費補助等含む）	41,814,124	39,074,445		39,074,445
公有財産購入費	2,252,576	2,252,576		2,252,576
その他	127,354,922	133,328,980	4,979	133,333,959
合計	314,768,636	325,974,881	1,289,229	327,264,110

## 7 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	節	事業費	年度内 執行見込額	翌年度繰越額
3 福祉費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	10 需用費	450	41	409
			11 役務費	59,129	23,865	35,264
			12 委託料	710,605	330,894	379,711
			19 扶助費	8,961,250	6,587,150	2,374,100
			計	9,731,434	6,941,950	2,789,484

第5号議案 令和5年度大田区一般会計補正予算（第5次）の編成替えを求める動議

第5号議案 令和5年度大田区一般会計補正予算（第5次）について、区長はこれを撤回し、下記事項を原案に追加し、再提出することを要求する。

上記の動議を提出する。

令和6年2月15日

総務財政委員長 えびさわ 圭介 様

提 出 者

清 水 菊 美

## 記

### 歳入

#### 15款 都支出金

今回編成替えを行う歳出項目の財源とするため、2項都補助金を40,000千円増額する。

### 歳出

#### 3款 福祉費

家計急変世帯へ臨時特別給付金を支給するため、1項社会福祉費を40,000千円増額する。

総務財政委員会
令和6年2月15日
総務部 資料1番
所管 総務課

大田区手数料条例の一部を改正する条例について  
(戸籍に関する証明書の発行手数料)

1 改正理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令が公布されたため、手数料条例別表第1第1項の戸籍に関する証明書の発行手数料を改正する。

2 改正内容

別表第1第1項(第2条関係)、別紙、新旧対照表のとおり

3 施行日

令和6年3月1日

大田区手数料条例（昭和32年条例第24号）新旧対照表

新				旧			
○大田区手数料条例 昭和32年12月2日 条例第24号				○大田区手数料条例 昭和32年12月2日 条例第24号			
第1条から第6条まで（略） 別表第1（第2条関係）				第1条から第6条まで（略） 別表第1（第2条関係）			
項	事務	名称及び額（1件につき）	徴収時期	項	事務	名称及び額（1件につき）	徴収時期
1	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項及び第10条の2第1項から第5項まで（これらの規定を同法第12条の2において準用する場合を含む。）、第48条第1項及び第2項（これらの規定を同法第117条において準用する場合を含む。）、第120条第1項、 <u>第120条の2第1項、第120条の3第1項及び第2項、第120条の6第1項</u> 並びに第126条の規定に基づく戸	戸籍に関する証明書 の発行手数料 (1) 戸籍の記録事項証明書（全部・個人・一部・戸籍法第126条に基づく一部証明） 1 通 450円 につ き (多機能端末機により交付する場合にあっては、400円) (2) 戸籍の謄本 1 通 450円 につ き (3) 除籍の記録事項証明書（全部・個人・一部・戸籍法第126条に基づく一部証明） 1 通 750円 につ き (4) 除籍の謄本 1 通 750円 につ き (5) 戸籍に記載した事項に関する証明 事項1件につき 350円 (6) 除籍に	交付申請 のとき	1	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項及び第10条の2第1項から第5項まで（これらの規定を同法第12条の2において準用する場合を含む。）、第48条第1項及び第2項（これらの規定を同法第117条において準用する場合を含む。）、第120条第1項並びに第126条の規定に基づく戸籍に関する事務	戸籍に関する証明書 の発行手数料 (1) 戸籍の記録事項証明書（全部・個人・一部・戸籍法第126条に基づく一部証明） 1 通 450円 につ き (多機能端末機により交付する場合にあっては、400円) (2) 戸籍の謄本 1 通 450円 につ き (3) 除籍の記録事項証明書（全部・個人・一部・戸籍法第126条に基づく一部証明） 1 通 750円 につ き (4) 除籍の謄本 1 通 750円 につ き (5) 戸籍に記載した事項に関する証明 事項1件につき 350円 (6) 除籍に	交付申請 のとき

新		旧	
籍に関する 事務	記載した事項 に関する証明 証明事項 1 件に 450円 つき		記載した事項 に関する証明 証明事項 1 件に 450円 つき
	(7) 届 1 通 350円 出・申請につ の受理き 証明書		(7) 届 1 通 350円 出・申請につ の受理き 証明書
	(8) 届出そ の他の書類の 閲覧又は記載 事項証明書 書 類 350円 1 件 につ き		(8) 届出そ の他の書類の 閲覧又は記載 事項証明書 書 類 350円 1 件 につ き
	(9) 上質紙 を用いた婚 姻、離婚、養 子縁組、養子 離縁又は認 知の届出の 受理証明書 1 通 1,400 につ 円 き		(9) 上質紙 を用いた婚 姻、離婚、養 子縁組、養子 離縁又は認 知の届出の 受理証明書 1 通 1,400 につ 円 き
	<u>(10) 戸籍電 子証明書提 供用識別符 号</u> 1 件 400円 につ き		<u>(新設)</u>
	<u>(11) 除籍電 子証明書提 供用識別符 号</u> 1 件 700円 につ き		<u>(新設)</u>
	<u>(12) 届書等 情報の内容を 表示したもの</u>		<u>(新設)</u>

新				旧			
		<u>の閲覧又は証 明書</u>					
		<u>1件 350円 につ き</u>					
2 から 13 7 まで (略 )	(略)	(略)	(略 )	2 から 13 7 まで (略 )	(略)	(略)	(略 )
備考 規格は、日本産業規格とする。 <u>付 則</u> <u>この条例は、令和6年3月1日から施行す る。</u>				備考 規格は、日本産業規格とする。			

## 大田区手数料条例の一部を改正する条例について

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の題名改正に伴う改正)

### 1 改正理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）第1条の規定（令和6年4月1日施行）による建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）及び関係政省令の改正に伴い、大田区手数料条例の規定を整理する必要があるため。

### 2 改正概要

別表第3において以下の改正を行う。

建築物省エネ法の目的に建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進を図ることが追加され、題名が改正されたことに伴い、大田区手数料条例を改正する。

### 3 施行日

令和6年4月1日

## 建築物省エネ法改正概要

### (1) 目的規定の改正

○ 目的規定を以下のとおり改正する（下線部を追加）。

(目的)

第一条 この法律は、社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上及び建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進（以下「建築物のエネルギー消費性能の向上等」という。）に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、一定規模以上の建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確保するための措置、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定その他の措置を講ずることにより、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）と相まって、建築物のエネルギー消費性能の向上等を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

### (2) 題名の改正

○ 法目的の追加を踏まえ、題名を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」と改める。



新					旧				
第12条第1項及び第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定					第12条第1項及び第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定				
2 (略)	(略)				2 (略)	(略)			
から5まで (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	から5まで (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
6 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u> (平	(略)				6 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u> (平	(略)			
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(平	(略)	(略)	(略)	(略)	(平	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)

新					旧				
成28 年国 土交 通省 令第 5号) 第11 条の 規定 に基 づく 建築 物エ ネル ギー 消費 性能 確保 計画 の変 更が 軽微 な変 更に 該当 してい ること の証 明			(略)	(略)	成28 年国 土交 通省 令第 5号) 第11 条の 規定 に基 づく 建築 物エ ネル ギー 消費 性能 確保 計画 の変 更が 軽微 な変 更に 該当 してい ること の証 明			(略)	(略)
			(略)	(略)				(略)	(略)
			(略)	(略)				(略)	(略)
			(略)	(略)				(略)	(略)
備考					備考				
(1)から(3)まで (略)					(1)から(3)まで (略)				
(4) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料について、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令</u> （平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸					(4) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料について、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令</u> （平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を				

新	旧
<p>を有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の手数料の額は、当該部分を含む非住宅部分の延べ面積により算定した額とする。</p> <p>(5)から(7)まで (略)</p> <p>(8) 建築物省エネ法第36条第1項に規定する認定建築主が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>第26条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更を除く。）を行う場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、変更のある一の建築物の手数料の額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として建築物省エネ法第34条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、3の項の規定により算出した額とする。</p> <p>(9)から(12)まで (略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の手数料の額は、当該部分を含む非住宅部分の延べ面積により算定した額とする。</p> <p>(5)から(7)まで (略)</p> <p>(8) 建築物省エネ法第36条第1項に規定する認定建築主が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>第26条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更を除く。）を行う場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、変更のある一の建築物の手数料の額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として建築物省エネ法第34条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、3の項の規定により算出した額とする。</p> <p>(9)から(12)まで (略)</p>